

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第34号）

（行財政局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差 引 増 減
市長の事務部局 の職員	人 7,603	人 7,530	人 △73
議会の事務部局 の職員	40	40	0
選挙管理委員会 の事務部局の職員	34	34	0
監査委員の事務 部局の職員	26	26	0
教育委員会の事務 部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8,941 〔うち校長及び 教員 7,528人〕	8,939 〔うち校長及び 教員 7,526人〕	△2 〔うち校長及び 教員 △2人〕
人事委員会の事務 部局の職員	17	17	0
農業委員会の事務 部局の職員	13	13	0
消 防 職 員	1,784	1,735	△49
公営企業の職員 交通事業	1,927	1,927	0
公営企業の職員 水道事業	1,192	1,169	△23
合 計	21,577	21,430	△147

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第34号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,603人」を「7,530人」に改め、同項第5号中「8,941人」を「8,939人」に、「7,528人」を「7,526人」に改め、同項第8号中「1,784人」を「1,735人」に改め、同項第9号イ中「1,192人」を「1,169人」に改め、同項中「21,577人」を「21,430人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)